

1 1 1 . 1 0

識別ラベルの紛失の届出の取扱い

1. 識別ラベルを紛失した場合は、第三者による紛失した識別ラベルの悪用を未然に防止するため、電話等により直ちにその旨を届け出ることができることとする。
2. 前記1の届出があったときは、その後に事務処理を行う当該届出者の手続きに係る書類にはられた既交付の識別ラベルについては、はられていないものとして扱うこととし、当該手続きについては、原則として、補正を命ずる。
3. 届出後に、手続きに係る書類に識別ラベルをはり付けて提出しようとするときは、識別ラベルの交付請求を行い、新たに交付された識別ラベルを使用して行うこととする。

また、新たな識別ラベルが交付されるまでの間に書面の提出により手続きを行おうとするときは、その手続きに係る書類に特許庁に届出の印を押して提出することとする。

(改訂平成23・11)